

旭川市立近文第二小学校
学校いじめ防止基本方針



令和6年4月

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻くすべての人の心が通り合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国的基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）における基本理念を踏まえ、条例第3条において、いじめの防止等の対策に関する基本理念が次のとおり定められています。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようになり、並びに学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、本基本理念を踏まえ、「いじめは絶対に許されない」という思いを子どもたちと共有します。また、「いじめ見逃しゼロ」を目指し、小さなトラブルであっても、保護者と学校、関連機関などと連携を図りながら、丁寧に対応します。

2 市立学校の責務等

本市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

- 2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校は、この条例を遵守し、児童への対応を担任や一部の教員に抱え込ませることなく、組織的に対応して行きます。

また、条例では、保護者の責務、児童生徒の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。本校は、保護者や児童、地域の方々の声にしっかりと耳を傾けると共に、必要に応じて協力を仰ぎながら、児童が安心して学校に登校できるよう尽力していきます。

第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。

2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

3 いじめの定義等

(1) 「いじめ」の定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について定義されています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童生徒の主觀を重視した定義となっています。

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立て行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努める。例えば、いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。

- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの児童が被害児童としてだけではなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないよう、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特別な配慮を必要とする児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた児童の意向を十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、

生徒指導連絡協議会（生徒補導連絡協会）等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次のことに留意します。

- いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えていた「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめの行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。**この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。**

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。**いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。**

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

【資料②ー1】

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

＜いじめの把握＞

- いじめを受けた児童生徒や保護者
- 学級担任
- 児童生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民

- 周囲の児童生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

＜いじめの報告＞

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 事実関係の把握 | <input type="checkbox"/> いじめ認知の判断 |
| <input type="checkbox"/> 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定） | <input type="checkbox"/> SCや関係機関等との連携の検討 |
| <input type="checkbox"/> 全教職員による共通理解 | |

【いじめ対策組織による対処】

- | | |
|--|--|
| <input type="radio"/> いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援 | <input type="radio"/> いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言 |
| <input type="radio"/> 周囲の児童生徒への指導 | <input type="radio"/> SCなどによる心のケア |
| <input type="radio"/> 関係機関（教育委員会、いじめ防止対策推進部、警察等）との連携 | |

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- 一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

<input type="radio"/> 原因の詳細な分析 <input type="checkbox"/> 事実の整理、指導方針の再確認 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラーなどの専門家等の活用	教育内容及び指導方法の改善・充実 <input type="checkbox"/> 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実 <input type="checkbox"/> 人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫 <input type="checkbox"/> 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組	<input type="radio"/> 家庭、地域との連携強化 <input type="checkbox"/> 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開 <input type="checkbox"/> 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 <input type="checkbox"/> 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成
<input type="radio"/> 学校体制の改善・充実 <input type="checkbox"/> 生徒指導体制の点検・改善 <input type="checkbox"/> 教育相談体制の強化 <input type="checkbox"/> 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施		

【資料②ー2】

いじめ事案対応フロー

事案の把握から認知まで

認知後の対応

解消とその後の見守り

事案を把握した教職員

報告

学校いじめ対策組織の
報告窓口担当・集約担当

報告

校長・教頭（推進リーダー）

随時開催

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議

- ・事実関係把握の方策を協議
- ・教育委員会や警察との連携

指示

役割分担に基づき、聴取り等により
組織的に事実関係を確認

報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議

- ・法の定義に基づく認知の判断
- ・対処プランの策定
- ・役割分担等の決定 等

説明

被害児童生徒及び保護者への
対処プランの説明と意向の確認

報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議

- ・対処プランの決定
- ・全教職員による共通理解 等

指示

組織的な対処

- ・被害児童生徒等への支援
- ・加害児童生徒等への指導助言
- ・被害児童生徒の保護者への定期的な情報提供
- ・対応状況の適切な記録 等

報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議

- ・支援や指導の状況の共有
- ・対処プランの見直し
- ・全教職員による共通理解等

指示

組織的・継続的な見守りの徹底、
被害児童生徒に寄り添った支援

随時報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議

- ・3ヶ月以上経過後、解消の判断

指示

日常的な注意深い観察等、
再発防止に向けた取組の継続

把握した情報の速やかな報告

▶ いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか（当日のうち）に、報告窓口担当（いじめ対策推進リーダー等）に報告します。教職員が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為です。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催①

- ▶ いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織会議（又は、対策チーム会議）を開催し、いじめの事実関係把握の方策を協議します。
- ▶ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
- ▶ 困難ケースに該当する事案については、教育委員会に速報します。
- ※ いじめの定義の3要件を満たす場合は、この時点で積極的かつ幅広く認知した上で、組織的に対応します。

組織的な事実関係の確認

▶ 役割分担に基づき、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催②

- ▶ 事実確認を踏まえ、法の定義に基づき、いじめの認知を判断します。
- ▶ いじめを受けたとされる児童生徒が事実確認を望まない場合や、関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめ事案として積極的に認知します。
- ▶ 認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡します。

教育委員会への報告 いじめ（疑いを含む）事案全て報告
困難ケースに該当する事案の概要の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催③

- ▶ いじめと認知した場合は、当該児童生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。

組織的な対処

- ▶ 策定した対処プランに基づき、いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援や、いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言、周囲の児童生徒への指導等を組織的・継続的に行います。必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支援を行います。
- ▶ いじめを受けた児童生徒が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして教育委員会に速報します。

教育委員会への報告 認知した全ての事案の状況の毎月の報告
困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催④

- ▶ 毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共有し、必要に応じて、対処プランの見直しを行います。

いじめを受けた児童生徒と保護者への状況確認

- ▶ 認知後に設定した見守り期間（少なくとも3ヶ月）の経過後、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること、②その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するとともに、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催⑤

- ▶ 上記①及び②について情報共有し、いじめの解消を判断します。
- ▶ 解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。
- ▶ いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童生徒の様子を注意深く観察します。

【資料③】

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 記入者

【記入日 月 日】

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。 []
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。 []
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、訪問する。 []
- 教職員のそばにいたがる。 []
- 登校時に、体の不調を訴える。 []
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。 []
- 交友関係が変わった。 []
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 []
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。 []
- 視線をそらし、合わそうとしない。 []
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。 []
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。 []
- 体に擦り傷やあざができていることがある。 []
- けがをしている理由を曖昧にする。 []

授業や給食の様子

児童氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。 []
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。 []
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。 []
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 []
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 []
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。 []

清掃や放課後の様子

児童氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。 []
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。 []
- 一人で下校することが多い。 []

【資料④】

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を済む。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールやSNSなどを気にする。
- いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をさけるようになる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。
スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立近文第二小学校

電話 0166-57-2201 教頭

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実態及び今年度の目標（指標）

本校の令和5年度のいじめ認知件数は3件です。また、「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した児童の割合は100%となっています。保護者だけではなく、地域全体で子どもを育てていこうとする意識が強く、たくさんの地域の大人たちに見守られながら、優しく、思いやりのある子どもたちが育っています。しかしながら、「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起り得るものである」との認識に立ち、いじめを許さない学校づくりをさらに進めていかなければなりません。

〈本年度の目標〉

- 教育活動の中に交流活動や縦割り班活動を取り入れたり、全体で一つのことに取り組んだりする機会を多く設定し、よりよい人間関係の育成を図り、自尊感情を高め相互理解を深める。
- 教職員や学校と保護者・地域との間の情報交換を密にし、問題に迅速に対応できるよう努める。

〈客観的指標〉

- ・ いやな思いをしたとき、だれにも相談しない 目標回答割合 0%
- ・ いじめはどんなことがあっても許されないと思う 目標回答割合 100%
- ・ 不登校児童〇

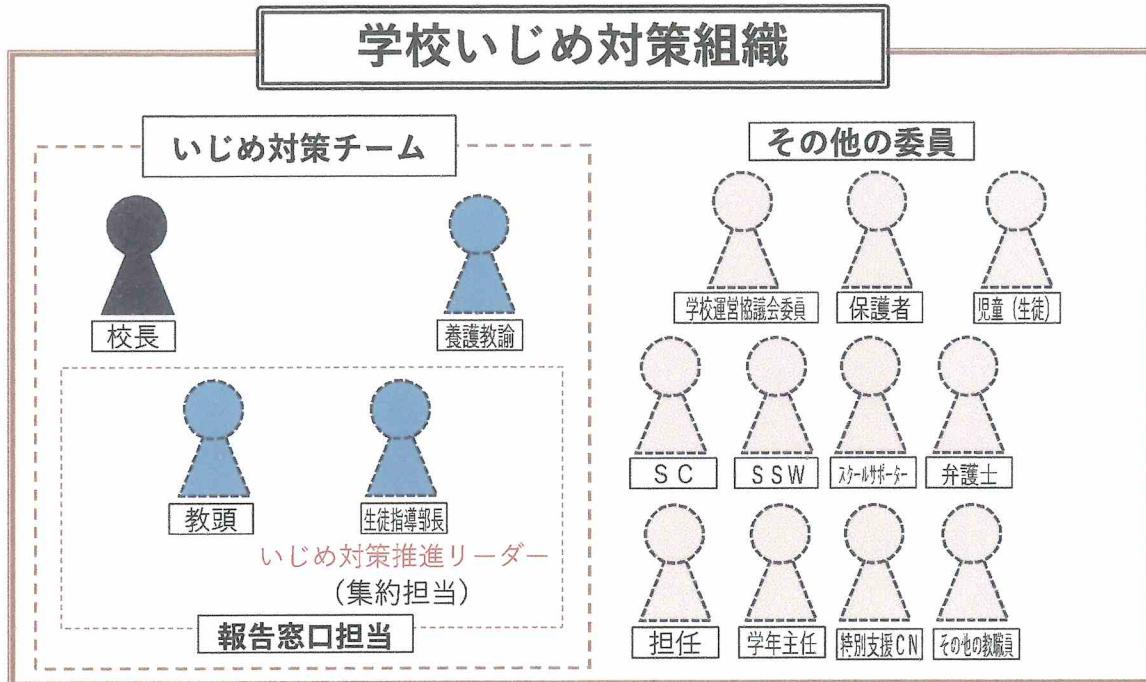
2 児童（生徒）が主体となった取組の推進

いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 児童会を中心に、いじめの問題等について話し合い、自校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針（児童版）を策定する。
- 生活・学習Acitサミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有する。
- 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成



(2) 学校いじめ対策組織の体制

- 学校いじめ防止対策組織会議の開催（毎週）
 - ・いじめ事案報告、アンケートの結果共有等
- 教育相談の実施
 - ・児童理解に関わる校内研修、調査結果活用等
- いじめアンケート、ストレスチェックの実施
 - ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口設置。
 - ・いじめに係る情報があった時の緊急会議の開催。
 - ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携

(3) 学校いじめ対策組織の役割

- 未然防止
 - ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- 早期発見・事案対処
 - ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口
 - ・いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に

対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組

- ・本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
- ・本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて、PDCAサイクルに基づく検証と改善
- ・学校いじめ対策組織会議の記録・保管

4 いじめの防止

(1) いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図る。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（児童版）の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できる取組を進める。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により児童の社会性を育む取組を進める。
- 児童の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができると機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感を高めるよう努める。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

5 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員での確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

本校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

6 いじめへの迅速かつ適切な対処

いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込みます、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

(3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせるこ

とはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

(5) 性に関する事案への対応

- 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対処を行う。
- 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関と連携を図る。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

(6) いじめ関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

- 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

7 いじめの解消

いじめについて、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

本校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察する。

8 家庭や地域、団体との連携

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう取り組む。

イ 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり、学校便りに記載し配付したりするなどして、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。

ウ 学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、児童生徒、保護者、関係機関に説明する。また、年度途中の転入があった場合には、同様に当該児童生徒及びそ

の保護者に説明する。

エ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

9 関係機関等との連携

ア いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。（再掲）

イ いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」に、スクールカウンセラー、スクールソポーター（警察官経験者）等の外部専門家を加えて対応する。（再掲）

ウ 相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告する。

【資料⑤】（小学校用）

おも そうだんまとぐち

主な相談窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744 (いじめなしよ)

<受付時間> 平日 8:45~17:15 (祝日、年末年始を除く)

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号> 0120-677-110

<受付時間> 平日 8:45~17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110 (ゼロゼロなな の ひゃくとおばん)

<受付時間> 平日 8:30~17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511

<受付時間> 平日 9:00~17:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566

<受付時間> 平日 9:00~17:00

◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243

<受付時間> 平日 8:45~17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> 0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間> 毎日24時間

<メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Webサイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号> 011-231-4343

<受付時間> 每日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

<電話番号> 050-3786-0799 または #8891

<受付時間> 平日10:00~20:00 (土日祝、12/29~1/3除く)

<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

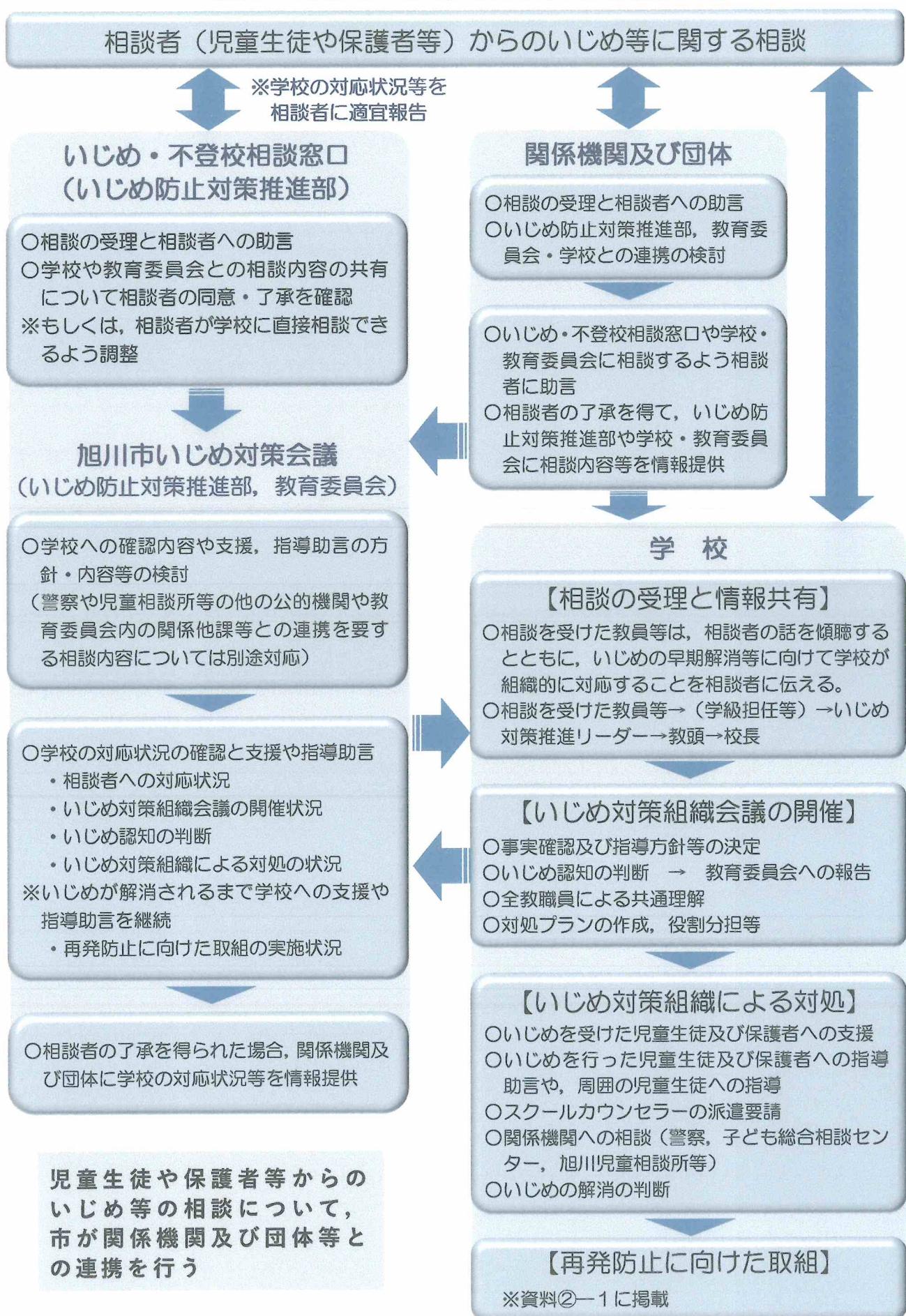
◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立近文第二小学校 電話 0166-57-2201 教頭

【資料⑥】

いじめ等に関する相談対応フロー

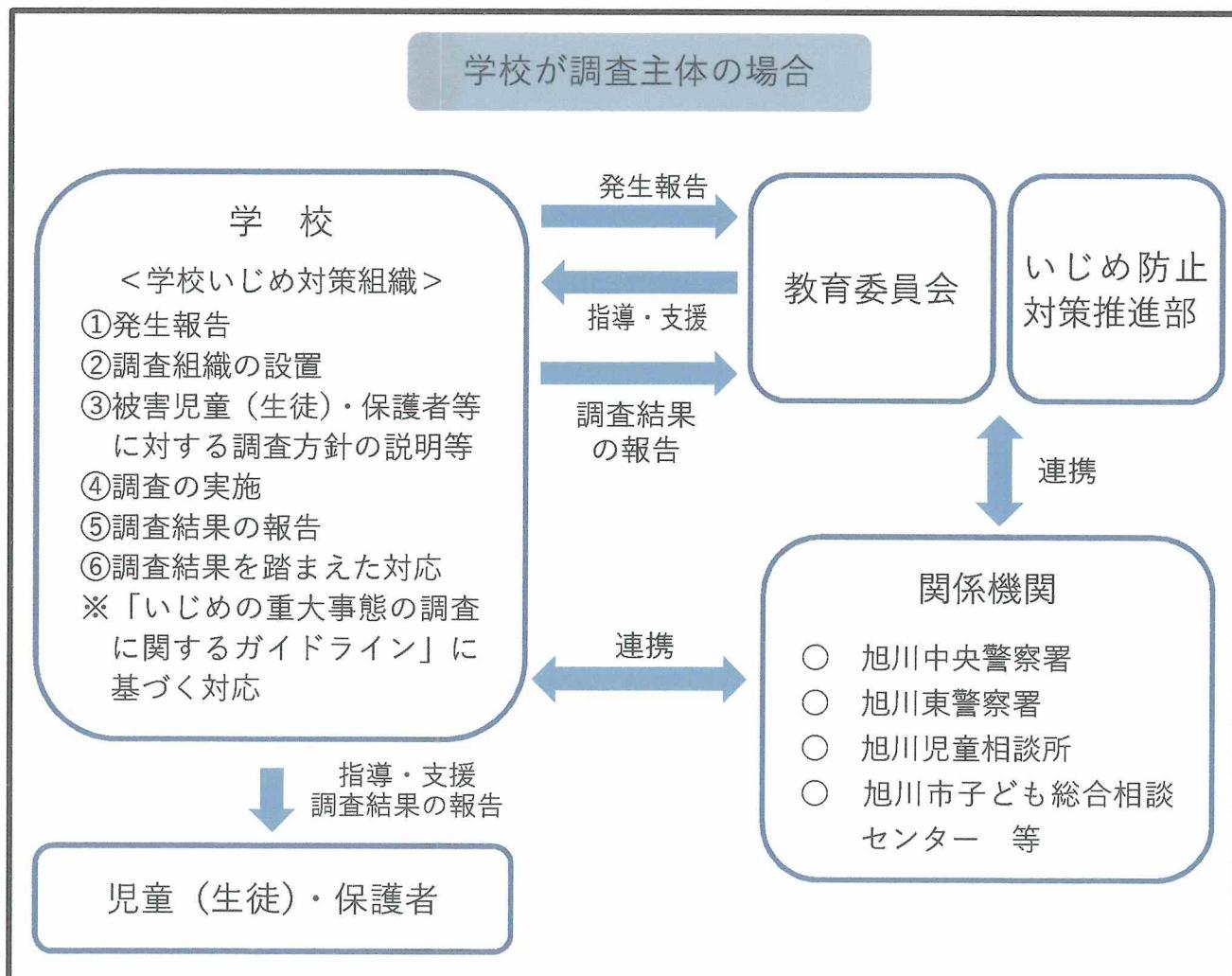


10 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と緊急対応

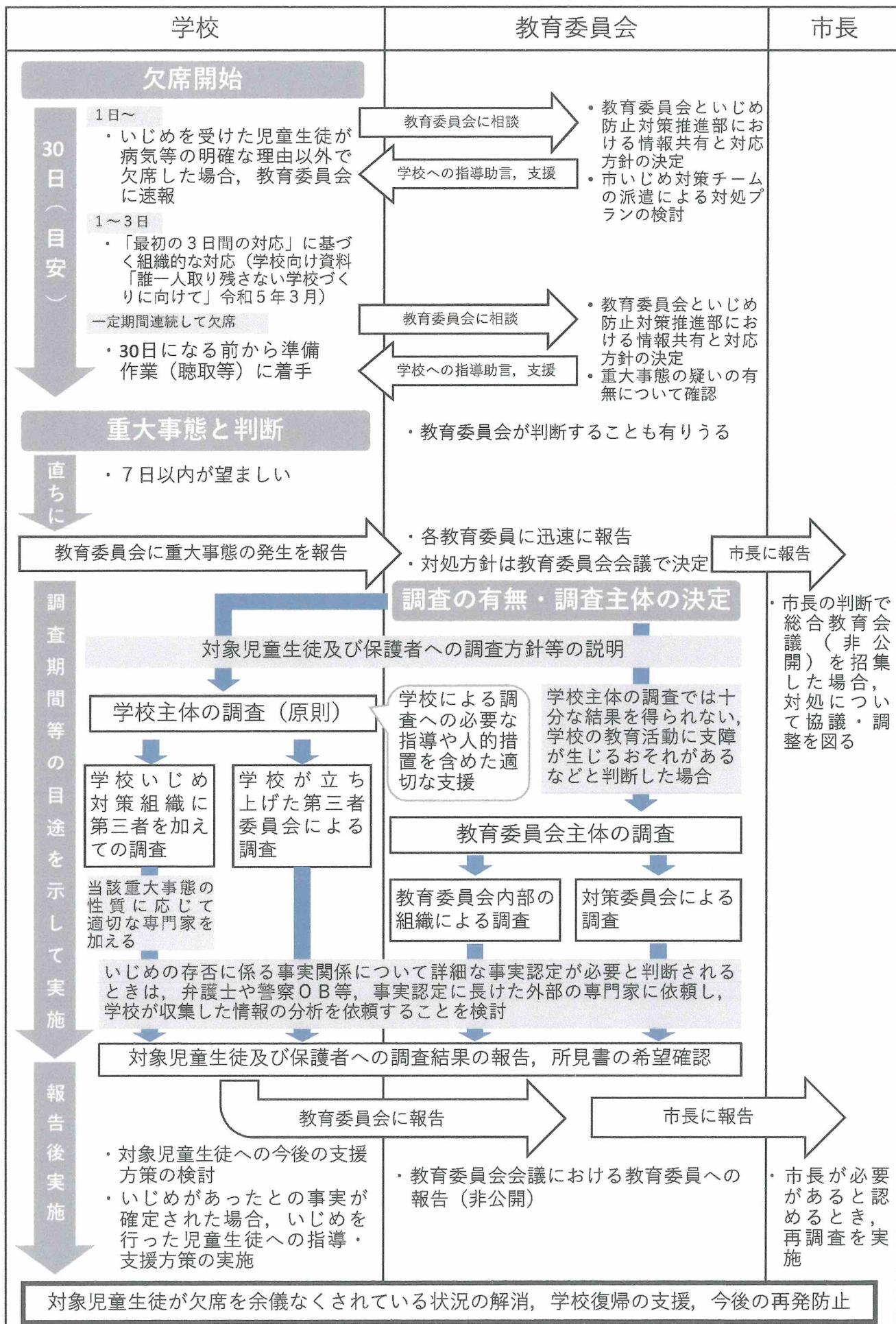
- ア 学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談する。特に、法第28条第1項第2号に該当する重大事態（以下「不登校重大事態」という。）の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間30日が目安となるが、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談する。
- イ 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- ウ 児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。
- オ 学校は、いじめを受けた児童生徒や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組むとともに、いじめを行った児童生徒に対し、内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指導を行う。

(2) 学校による調査



【資料⑦】

不登校重大事態に係る対応フロー



11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

学校は、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉を活用し、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容を定めた「学校いじめ防止基本方針」を策定し、毎年度見直しを行うとともに、公表します。

12 近文第二小学校いじめ防止プログラム

□は、未然防止の取組
■は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・児童(生徒)、保護者への説明会の検討 ・いじめ事案報告(週1:通年) ・いじめに關する日常的報告 ○児童(生徒)に關わる学校間の情報交流(授業参観等) <ul style="list-style-type: none"> ・いじめが処プランの策定及び実行(通年) ○ふれ合い活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> (毎月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修(1)の内容の検討及び準備、運営 ・いじめ撲滅会の計画及び運営、運営 ・アンケートの集計、分析 ・スクールカウンセラーアクション ○校内研修(1) <ul style="list-style-type: none"> ・児童(生徒)の在り方 ※講師:スクールカウンセラー ○児童(生徒)に關わる学校間の情報交流(授業参観等) <ul style="list-style-type: none"> ・児童理解研修① ・自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方 ○ふれ合い活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> (毎月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討 ○校内研修(2) <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の在り方 ※講師:スクールカウンセラー ○児童(生徒)に關わる学校間の情報交流(授業参観等) <ul style="list-style-type: none"> ・児童理解研修② ・自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方 ○ふれ合い活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> (毎月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・生命の安全教室等の実施方法の確認 ○生命の安全教育、いじめから人権を守る教育、SNSの適切な利用に係る学習の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童(生徒)に關わる学校間の情報交流(授業参観等) <ul style="list-style-type: none"> ・児童(生徒)の在り方 ※講師:スクールカウンセラー ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市生徒指導研究協議会」への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校HPでの公開 ・チェックリストの活用(通年) ・いじめに關わる情報収集(通年)
児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・生活振り返りシートによる情報収集 ○学習及び生活の基礎づくり <ul style="list-style-type: none"> ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等 ○いじめ相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・校内の窓口 ・子どもも版市長への手紙」 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間) <ul style="list-style-type: none"> ・児童(生徒)アンケート調査① ・ストレスチェック① ○いじめ・非行防止強調月間① <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子どもも版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター 等 ○ネット安全教室の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童(生徒)アンケート調査② ・ストレスチェック② 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・児童(生徒)アンケート調査③ ・ストレスチェック③ ○いじめ・非行防止強調月間② <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子どもも版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター 等 ○ネット安全教室の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童(生徒)アンケート調査④ ・ストレスチェック④ 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評議員会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針等の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期の取組の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・等についての公表 ・学校だより 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針等の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関する啓発
家庭・地域						

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組 総会議 ・校内研修(4)の内容の検討と 評価 ・2学年期の取組の点検・評価 ・3学年期の重点の検討 ○児童(生徒)に関わる学校 間の情報交流(授業参観等) ○校内研修(4) ・スクールカウンセラー参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組 総会議 ・アンケート調査の取りまとめ及 び結果の分析 ・学校評価における点検項目に ついての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組 総会議 ・3学年期の重点の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価 ・いじめの防止等に関する 取組についての点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談②(第三者懇談) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評議会 ・校内研修(5) ・インターネット上で行われるい じめへの対応
児童生徒				<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談③ ・児童(生徒)アンケート調 査③ ・ストレスチェック③ 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童(生徒)アンケート調 査② ・ストレスチェック② ○道徳における「いじめ」を テーマとした道徳の時間の 授業 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評議会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基 本方針に關わる協議
家庭・地域		<ul style="list-style-type: none"> ○学校評議会 ・2学年期の取組についての説明 		<ul style="list-style-type: none"> ○参観日 ・学校評議会等で情報交流 ○学校関係者評価の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○3学期の取組の状況 等についての公表 ・学校だより ・参観日 等